

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(慰労金)に係る事業所等からの主な問い合わせ一覧

R2.9.9現在

No.	種別1	種別2	質問内容	回答
1	01慰労金	01申請方法	7月に「慰労金事業」、8月に「感染症対策を徹底したうえでの障害福祉サービス提供支援事業」の申請受付が開始されました。 申請書様式が同一のものですが、申請は別々、一括どちらで行えばいいのでしょうか。	申請書は、別々、一括どちらでも構いません。
2	01慰労金	01申請方法	国保連の「電子請求受付システム」について、法人本部にログインIDがない場合は、どうすればいいですか。	法人本部にユーザーIDが付与されていない場合は、法人内でIDが付与されている事業所の1つを「取りまとめ事業所」に位置付けて申請を行って下さい。
3	01慰労金	01申請方法	障害福祉サービス事業所と地域生活支援事業を運営しています。 申請書の提出は原則法人一括でとありますが、国保連用の申請様式では、プルダウンメニューから地域生活支援事業が選択できません。 どのように申請すればよろしいのでしょうか。	同一法人で地域生活支援事業を含めて申請する場合は、県のホームページに掲載されている「県直接申請用」のデータにより申請書を作成して下さい。 こちらのデータだとプルダウンメニューから地域生活支援事業を選択することができます。 なお、「県直接申請用」データによる申請書であっても、貴法人で障害福祉サービス等報酬の支払いを県国保連に委託している場合は、国保連の電子申請システムによるインターネット申請が可能です。
4	01慰労金	01申請方法	個票について、提供サービスをプルダウンから選択しますが、複数のサービス指定を受けている場合や、多機能型事業所の指定を受けている場合、サービス種別ごとに個票を作成しなければいけないのでしょうか。	個票はサービス種別ごとに作成願います。
5	01慰労金	01申請方法	慰労金の振込先については、事業所ごとの請求口座でよろしいのでしょうか、法人一括で申請する場合は口座も法人一括としなければならないのでしょうか。	取りまとめる個々の事業所の中で、障害福祉サービス等報酬の支払いを県国保連に委託している事業所は、その事業所が登録している口座に、委託していない事業所分は取りまとめ事業所の登録口座にお振込みをします。 よって、各施設・事業所の個票については、以下のとおり入力して下さい。 <例> 取りまとめ事業所A 個票1 国保連委託している事業所A ⇒事業所Aの登録口座 個票2 国保連委託している事業所B ⇒事業所Bの登録口座 個票3 国保連委託していない事業所C ⇒事業所Aの登録口座 なお、上記のような申請を行う場合は、県のホームページに掲載されている「県直接申請用」のデータにより申請書を作成して下さい。「県直接申請用」データによる申請書であっても、障害福祉サービス等報酬の支払いを県国保連に委託している場合は、国保連の電子申請システムによるインターネット申請が可能です。
6	01慰労金	01申請方法	様式3職員表の「他の施設等との期間通算がある場合その施設名」欄について、対象期間中に複数のサービス事業所に従事、又は兼務した場合は、該当する事業所を全て記入するのでしょうか？	対象期間である4/16～6/30までの間に10日間以上勤務したことが要件となるため、上記期間内に複数の事業所の勤務期間を合算しないと勤務期間が10日間以上とならない場合は、合算する事業所を記入します。 上記期間内に1つの事業所で10日以上勤務されている場合は、記入不要です。
7	01慰労金	01申請方法	代理受領委任状に押印は必要ないですか。	押印は必須としていませんが、委任状は法人が代理受領することを証する書類となるものですので、押印を必須とするかどうかは法人で御判断いただいて構いません。
8	01慰労金	01申請方法	個票の作成データが様式1に反映されません。	ダウンロードした申請書データのプルダウンメニューや数式の入っているセルを改変していないか御確認下さい。 また、個票のシート名は個票1、個票2、…と入力して下さい。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(慰労金)に係る事業所等からの主な問い合わせ一覧

R2.9.9現在

No.	種別1	種別2	質問内容	回答
9	01慰労金	01申請方法	職員表(様式3)の支払い実績については、申請時点では支払いを行わないので、空欄として良いでしょうか。	空欄で構いません。
10	01慰労金	01申請方法	事業所を退職しているのので、個人で申請します。メールで申請とありますが、どのように申請すればよいですか。	申請資料を電子データ化してメールで提出いただくか、データ化が難しい場合は、紙ベースで提出して下さい(県庁あて郵送して下さい)。 <送付先> 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県障がい保健福祉課 慰労金担当者 宛
11	01慰労金	02申請対象	法人本部職員、役職員等であっても、利用者と接する業務にも携わっている場合は対象となりますか。	対象期間中に10日以上勤務し、利用者と接する(対面、会話、同じ空間での作業)ような対応をされていたのであれば、対象となります。
12	01慰労金	02申請対象	障害者就業・生活支援センターも対象となりますか。	障害者就業・生活支援センターは慰労金の対象外です。
13	01慰労金	02申請対象	就労継続支援A型・B型事業所のサービス利用者で、例えば障害福祉サービス事業所で清掃業務等に従事し、当該事業所の利用者として接する場合は、慰労金の対象となるでしょうか。	慰労金の支給対象は対象施設・事業所に勤務した「職員」ですので、利用者は対象になりません。
14	01慰労金	02申請対象	1日2時間のパートの人がいますが、10日以上勤務していれば対象職員と数えて良いのでしょうか。	1日当たりの勤務時間は問いませんので、対象としていただいて構いません。
15	01慰労金	02申請対象	アルバイトの大学生についても給付対象となりますでしょうか。	対象期間の4/16から6/30日までの間に通算10日以上勤務し、利用者として接した職員であれば、アルバイトの方も対象となります。
16	01慰労金	03申請額	振込手数料が1,000円未満のときの申請方法はありますか。	申請額は1,000円未満切り捨てのため、振込手数料が1,000円未満の場合、申請額は0円となります。
17	01慰労金	03申請額	対象期間中、複数のサービス事業所に従事していて、それぞれ支給対象の要件を満たした場合は、それぞれの事業所から5万円ずつ支給されるのでしょうか。	複数の施設・事業所それぞれの勤務先で要件に該当しても、1人当たりの慰労金の給付額は5万円(※)が上限となります。 ※支給は1回のみです。
18	01慰労金	05実績報告	申請書提出が国保連の場合、実績報告書も国保連提出でしょうか？	実績報告書は県に提出して下さい。
19	01慰労金	05実績報告	現金で従業員に支給しようと考えてますが、受領証的なモノがあった方が良いですか？	現金での受け渡しする場合は、自署又は押印された受領簿等作成して下さい。
20	01慰労金	05実績報告	慰労金を振込で職員に支給した場合は振込手数料も事業費に含まれておりますが、結果的に給付額と差額が生じた場合は実績報告時に精算となるのでしょうか。	振込手数料など、支出実績が交付額に満たなかった場合は、実績報告時に精算(返納)することとなります。
21	01慰労金	05実績報告	職員表(様式3)の支払い実績について、慰労金が入金されてから職員への支払いを行うのでしょうか。その際に支払年月日は記入できないので、空欄で良いのでしょうか。予め各職員へ支払いを行った上で、この申請の手続きを行うのでしょうか。	職員への慰労金給付は、入金後でも入金前でも構いません。 入金後に職員に給付する場合は、支払い実績は空欄で結構です。